

令和元年 12 月 11 日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和元年12月11日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委員 長

菅 原 善 幸 副委員 長

今 野 恭 一 委 員

曾 我 ミ ヨ 委 員

鎌 田 礼 二 委 員

土 見 大 介 委 員

出席議長団（1名）

伊 藤 博 章 議 長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 光 樹	市民総務部長	小 山 浩 幸
市民総務部次長 兼 総 務 課 長	川 村 淳	市民総務部 危 機 管 理 監	佐々木 誠
市民総務部 財 政 課 長	相 澤 和 広	市民総務部 市 民 安 全 課 長	尾 形 友 規
産 業 環 境 部 水 産 振 興 課 長	草 野 弘 一	教 育 委 員 会 教 育 長	高 橋 睦 磨
教 育 委 員 会 教 育 部 長	阿 部 光 浩	教 育 委 員 会 教 育 部 次 長	本 田 幹 枝
教育委員会教育部 教 育 総 務 課 長	佐 藤 聡 志	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	遠 山 勝 治
教育委員会教育部 生 涯 学 習 課 長 兼 生 涯 学 習 セ ン タ ー 館 長	伊 藤 英 史	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	伊 東 英 二

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	武 田 光 由	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	鈴 木 忠 一
議 事 調 査 係 主 査	平 山 竜 太	議 事 調 査 係 主 査	工 藤 貴 裕

会議に付した事件

- 議案第 7 3 号 塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 4 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第 7 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 7 9 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 8 2 号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 4 号 塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について
- 議案第 8 6 号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 7 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 請願第 1 号 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第73号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」、議案第74号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、議案第78号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第82号「工事請負契約の一部変更について」、議案第84号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第87号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、並びに請願第1号「政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願」の9件であります。

これより、議事に入ります。

議案第73号及び第74号、第78号及び第79号、第82号、第84号、第86号及び第87号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」ほか、計8カ件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 市民安全課からは、議案第73号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料No.2「令和元年第4回塩竈市議会定例会議案」の1ページをお開きください。

条例改正の概要についてですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和元年11月19日に、市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が、国によ

り改正されました。同要領の改正を踏まえ、本市が行っている印鑑登録の登録資格者について、成年被後見人の方につきましては、これまで意思能力を有しない者として、登録の資格がありませんでしたが、今回の改正により、成年被後見人から印鑑登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして印鑑の登録が可能となりましたことから、所要の改正を行おうとするものです。

なお、改正内容の具体的な条文等につきましては、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」1ページ及び2ページにごございます新旧対照表で、後ほどご確認のほど、お願いいたします。

施行日につきましては、公布日からの施行となります。

議案第73号「塩竈市印鑑条例の一部を改正する条例」に関する説明については、以上です。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 私からは、議案第74号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」をご用意願います。議案資料の3ページをお開き願います。

初めに、1の概要についてでございますが、非常勤職員及び臨時的任用職員の適正な任用と勤務条件の確保等を目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、新たな任用形態として、「会計年度任用職員制度」が創設されました。本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員制度の運用等に必要となる事項を定めるために、新たに条例制定を行おうとするものでございます。

2の会計年度任用職員の給与等の概要についてでございます。条例において規定いたします制度の内容について、主なるものをご説明いたします。

まず、表の上段の項目欄に記載しておりますとおり、任用の形態は2つに大別されます。1つはフルタイム職員で、正職員同様の週38時間45分勤務する場合。2つ目でございます、パートタイム職員で、フルタイムに満たない、例えば、週30時間等の短時間勤務を行う場合に区分されます。

まず、給与の支給科目については、フルタイムは月額給料、パートタイムは月額報酬で支給

することとなります。通勤手当を初めといたしまして、地域手当までの各種手当につきましては、常勤職員と同様の基準で支給されることとなります。期末手当につきましては、国の指針に基づき、フルタイムは常勤職員と同基準の年間2.6月分を基本とし、パートタイムは月15時間30分以上の場合に支給されることとなります。次の退職手当につきましては、フルタイム職員は6月を超えて勤務した場合に宮城県市町村職員退職手当組合に加入することとなり、退職手当が支給されることとなります。最後の共済関係でございますが、フルタイム職員は2年目以降、市町村職員共済組合加入となるものでございます。

3の施行日でございます。令和2年4月1日からとするものでございます。

なお、資料No.2「第4回市議会定例会議案」の2ページないし10ページに、新たに制定しようとする条例の全文を記載いたしておりますので、後ほど、ご確認をいただければと存じます。

本条例の制定によりまして、法に基づく会計年度任用職員制度の適正な運用に努めてまいりますので、よろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第78号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.2「令和元年第4回塩竈市議会定例会議案」をご用意願います。資料No.2の18ページないし22ページでございます。

初めに、本条例の提案理由につきましては、資料No.2の22ページをお開き願います。

ページの下段に記載いたしておりますとおり、国におきまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われ、議案第74号でご説明いたしました会計年度任用職員が制度化されたことに伴い、本市の関係する条例等について、法律の引用条文の整理、文言の整理等所要の改正を行おうとするものでございます。

恐れ入りますが、資料No.2の18ページにお戻りを願います。

具体的な条例改正に内容につきましては、資料No.2の18ページ記載の第1条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条文の整理を初めといたしまして、以下第2条から第14条までの表題に記載しております計14本の関係する条例について、同様の趣旨の一部改正を一括して行うものでございます。

なお、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の7ページから18ページまでに、新旧対照

表を記載いたしてございますので、後ほど、ご確認を賜りますようお願いを申し上げます。

よろしくご審査を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、総務課所管に係る内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明の都合上、初めに補正予算に係る2件の事業の概要についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の31ページをお開き願います。

初めに、「令和元年台風第19号に係る長野県長野市への職員派遣等の支援について」、ご説明申し上げます。

1の概要でございますが、本件は令和元年9月に発生した台風第19号で甚大な被害を受けました長野県長野市を初めとする被災自治体に対しまして、本市から職員の派遣支援を行いましたので、派遣に係る旅費等の必要経費について補正予算を計上するものでございます。

2の支援内容についてでございます。(1)の長野市に対しましては、11月10日から12月21日まで、災害借り上げ型住宅の受付事務に延べ16名の職員を派遣いたしますとともに、(2)の丸森町への給水支援、(3)の松島町への罹災証明受付事務、(4)の丸森町への健康調査業務に職員を派遣しているところでございます。また、(5)の自治体へは避難所への炊出し支援を行っているところでございます。(6)には、東日本大震災の際に本市に対し、災害支援金を頂戴した長野県の長野市、須坂市、上田市及び千葉県銚子市に対して、本市から災害見舞金をお送りさせていただいたところでございます。

3の事業費及び財源内訳でございます。派遣が緊急を要したため、既存予算の中で措置をさせていただいたところでございますが、今回、改めて派遣に係る旅費等の必要経費として、事業費458万4,000円を計上させていただいたところでございます。財源といたしましては、災害見舞金の支給に係る80万円については、災害救助支援基金からの繰入金で措置し、その残余378万4,000円については一般財源となりますが、そのうち80%が特別交付税として措置されるものでございます。

続きまして、2つ目の事業、「東日本大震災塩竈市追悼式について」、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、同じ資料No.5の32ページをお開き願います。

1の概要であります。本件は東日本大震災で犠牲になられた市民の方々を追悼するため、来年3月に追悼式を開催しようとするものでございます。

2の追悼式の開催概要につきましては、(1)日時は、令和2年3月11日水曜日14時30分か

ら、(2) 場所は、塩釜ガス体育館第一競技場、(3) 形式等は、無宗教・献花方式によりとり行います。なお、昨年同様に千賀の浦緑地内のモニュメント前に献花台を設置し、一般献花を受け付ける予定でございます。(4) の出席者につきましては、①のご遺族を初め、④までの皆様に案内状の送付、市広報等でご案内をし、約600名の出席を予定するものでございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費は494万1,000円、その財源といたしまして、ふるさとしおがま復興基金からの繰入金により全額措置しようとするものでございます。

4の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきました後、1月には来賓・出席者等を固め、2月に出席案内を送付、あわせて広報、ホームページに周知を行いながら、3月11日の開催に向けまして、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、本補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案資料No.4「令和元年度一般会計特別会計補正予算説明書」の7ページ、8ページをお開き願います。

説明の都合上、初めに歳出予算より説明をさせていただきます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費におきまして、東日本大震災追悼式開催費として、第8節報償費で、式典の手話通訳、追悼演奏者等への謝金として52万6,000円、第11節需用費で、消耗品等の開催経費として20万9,000円、第13節委託料で、祭壇設置等に係る委託料として402万6,000円、第14節使用料及び賃借料で、塩釜ガス体育館の会場使用料として18万円、合計で494万1,000円を計上いたしてございます。

続きまして、同じ資料No.4の11ページ、12ページをお開き願います。

第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費におきまして、災害救助費として、本市における災害対応として、避難所開設に従事した職員の時間外勤務手当として、第3節職員手当等として294万1,000円を計上いたしてございます。

続きまして、同じ資料No.4の17ページ、18ページをお開き願います。

第9款消防費第1項消防費第3目防災費におきまして、防災対策事業として、長野市等への職員派遣に係る経費を計上いたしてございます。内訳は、第3節職員手当等として、災害派遣に係る特殊勤務手当として43万8,000円、派遣業務従事に係る時間外勤務手当として102万1,000円、第9節旅費で224万2,000円、第11節需用費で燃料費等7万2,000円、第14節使用料及び賃借料で、自動車借り上げ料等1万1,000円、第26節寄附金におきまして、長野市、須坂

市、上田市、鉾子市の4自治体への被災見舞金として80万円を計上し、合計で458万4,000円を計上いたしてございます。

なお、この職員派遣に係る経費のほか、第3節職員手当等におきまして、本市における災害対応業務従事に係る時間外勤務手当として、1,192万9,000円をあわせて補正計上させていただいております。

次に、これらの事業費に対します歳入予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料No.4の5ページ、6ページへお戻りを願います。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節におきまして、説明欄の一番上に記載しております、先ほどご説明いたしました東日本大震災追悼式開催費、歳出予算同額の494万1,000円を計上するものでございます。

また、次の行に記載しております第9目災害救助支援基金繰入金第1節災害救助支援基金繰入金におきまして、長野市、須坂市、上田市、鉾子市に対します災害見舞金に係る繰入金80万円を計上いたしているところでございます。

総務課に係る補正予算については以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 続きまして、財政課より議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管の内容につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.5、議案資料の33ページをお開き願います。

「市役所本庁舎隣接地の購入について」でございます。

1の概要でございますが、市役所本庁舎敷地の有効活用を図るため、隣接地を購入いたしますとともに、このことに伴いまして、本年度当初予算に計上しておりました関係予算につきまして、令和2年度以降の実施となりますことから、あわせて減額補正をお願いするものでございます。

2の隣接地の購入の経過でございますが、本庁舎北側ののり面につきましては、風雨により浸食、あるいは、風化の影響によりまして崩落の危険性が高いことから、急崖部を安定勾配に切土するなどの大規模工事を行う必要がございます。工事に際しましては、工事の支障になります本庁北側の分庁舎等、いわゆる「北分庁舎」等の解体が必要な状況にございます。北分庁舎につきましては、確定申告のほか、統計調査などの会場として使用されており、

その機能移転が必要となりますことから、本庁舎東側駐車場に代替施設の建設を予定しております。

しかしながら、代替施設の建設によりまして、本庁舎の駐車スペースが大幅に減少することとなり、来庁される方々のサービス低下が懸念されるものでございます。こうしたことを踏まえまして、売却物件となっております本庁舎隣接地を購入することで、本庁舎敷地と一体的な活用を図ろうとするものでございます。

購入予定であります、3の隣接地の概要でございます。表に記載しておりますとおり、土地であります。所在は市内旭町1番13、本庁舎敷地の北東に隣接しており、面積は207.62平米でございます。家屋につきましては、昭和62年1月に建築された木造2階建てで、床面積が160.65平米でございます。

4の本庁舎北側法面の安全対策についてでございますが、平面図の赤枠でお示ししておりますのが購入予定地でございます。議会でお認めをいただければ、年度内に土地の取得を行いますほか、来年度、北分庁舎の代替となります分庁舎等の建設を行う予定でございます。令和3年度には、緑色の枠でお示しいたしました北分庁舎等の解体を進め、あわせて黄色の線でお示ししております北側のり面の工事を実施したいというふうに考えてございます。

34ページをお開き願います。

5の事業費及び財源内訳でございますが、2つでございます。1点目は、(1)としまして隣接地取得分でございます。事業費につきましては、相続税路線価から土地取引価格の指標となります地価公示相当額を算出いたしまして、908万4,000円とし、財源につきましては一般財源となります。2点目でございますが、(2)としまして、減額補正分でございます。今年度に隣接地の購入を行うことに伴いまして、当初予算に計上しておりました北分庁舎等解体工事費及びその代替施設であります北分庁舎建設費につきましては、来年度以降の実施となりますことから、事業費でそれぞれ706万円、4,370万8,000円、その財源であります地方債でそれぞれ700万円、3,270万円を減額するものでございます。

6の今後の予定でございますが、年度内のスケジュールとしましては、議会で承認をいただきました後、来年1月に売買契約締結及び所有権移転登記の手続を行う予定としてございます。

続きまして、資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」をご用意願います。

7ページ、8ページをお開きいただければと思います。

今回、補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費といたしまして、4,168万4,000円の減額を計上してございます。内容といたしましては、ただいま議案資料でご説明いたしました市役所本庁舎隣接地の取得費といたしまして第17節公有財産購入費908万4,000円、当初予算に計上しておりました北分庁舎等解体工事費及びその代替施設であります分庁舎建設費の減額分としまして、第15節工事請負費5,076万8,000円でございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページにお戻りいただければと思います。

第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税第1節地方交付税といたしまして、台風第19号に係る経費の一部として措置されます特別交付税798万1,000円、前年度決算等に係ります震災復興特別交付税の不用額の精算分として2億5,675万4,000円、あわせて2億4,877万3,000円の減額を計上してございます。

5ページ、6ページをお開き願います。

表の一番上の内容でございますが、第18款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金としまして、補正予算にかかります一般財源について1億6,831万8,000円を計上してございます。

第19款繰越金第1項繰越金第1目繰越金第1節前年度繰越金として、前年度決算におけます翌年度への繰越金4億2,600万円を計上してございます。

第21款市債第1項市債第1目総務債第1節総務管理債としまして、議案資料でご説明申し上げますとおり、本庁舎施設設備改修事業につきまして3,970万円を減額計上してございます。

続きまして、資料No.3「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算」をご用意願います。

4ページをお開きいただきたいと思ひます。

第3表地方債補正の2番、変更をごらん願えればと思ひます。表の1行目にございます本庁舎施設設備改修事業につきまして、補正後の限度額を補正前の限度額から3,970万円減額しまして、1,630万円とするものであります。

議案第79号のうち、財政課所管に係りますご説明につきましては、以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 伊東選挙管理委員会事務局長。

○伊東選挙管理委員会事務局長 私からは、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」に係ります選挙管理委員会事務局分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」をご用意いただき、7ページ、8ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出予算からご説明させていただきます。

今回の補正予算についてでございますが、第2款総務費第4項選挙費第5目県議会議員選挙費の補正額欄に記載のとおり、合計1,496万1,000円の減額補正を計上するものでございます。これは、去る10月27日執行の宮城県議会議員一般選挙塩釜選挙区におきまして、定数2に対し立候補者が2名となり、無投票となりましたことから、投票立会人等の報酬、それから入場券発行に伴います郵送料など、執行が見込まれなくなりました予算について減額補正するものでございます。

なお、減額いたします節ごとの内訳につきましては、主な項目のみ説明させていただきますので、8ページをごらん願います。

まず、第1節報酬についてでございますが、説明欄にも記載のとおり、執行が見込まれなくなりました投票立会人等報酬額マイナス88万7,000円を計上し、また同じく第3節職員手当等には、選挙事務従事者手当、それから時間外手当分の合計マイナス830万6,000円を計上しております。

次に、10ページをお開き願います。

ページ中、中ほどの第12節役務費でございますが、こちらは通信運搬費に入場券発送の郵送料分としてマイナス270万3,800円、また広告料にはFMラジオ放送料等の放送料としてマイナス10万円、合計でマイナス283万8,000円を減額計上しております。その他の内訳につきましては、後ほど、ご参照をお願いいたします。

続きまして、財源となります歳入予算の説明をいたしますので、同じ資料No.4の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款県支出金第3項委託金第1目総務費委託金第4節選挙費委託金の説明欄記載のとおり、県議会議員選挙執行費といたしまして、先ほど歳出補正予算で説明いたしました県議会議員選挙費と同額のマイナス1,496万1,000円を減額補正するものでございます。

選挙管理委員会事務局に係ります一般会計補正予算の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 尾形市民安全課長。

○尾形市民総務部市民安全課長 議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」について、市民安全課からは、台風第19号の災害に係る備蓄品購入等の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」11ページ、12ページをお開きください。

補正予算の概要についてでございますが、台風第19号の災害に伴い、開設いたしました避難所で使用した備蓄水、備蓄米などの備蓄食料及び備蓄毛布の補充、また、市内各所に配置しました土のうに係る委託経費の増額補正予算を計上するものでございます。

歳出予算の内訳についてでございますが、11ページ、12ページの第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費第11節需用費168万円のうち、市民安全課所管分といたしましては、備蓄水120リットル、備蓄米500食分の購入費用としまして、説明欄にある消耗品費18万5,000円。続きまして、第18節備品購入費としまして、備蓄毛布330枚の備蓄用備品の購入費用としまして232万4,000円。続きまして、第19節負担金補助及び交付金といたしまして、指定管理を締結しております塩釜ガス体育館、温水プール、公民館本町分室の避難所開設に伴う負担金といたしまして23万4,000円。

続きまして、同じ資料No.4の17ページ、18ページをお開きください。

第9款消防費第1項消防費第3目防災費第13節委託料としまして、土のう等委託料としまして、1,100袋分93万5,000円の補正予算の合計、先ほどの第3款と合わせて、市民安全課分としましては367万8,000円の補正予算を計上する内容となっております。

今後の予定につきましては、補正予算をお認めいただいた後に、契約手続の予定となっております。

市民安全課からは以上でございます。ご審査のほどをよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 引き続きまして、学校教育課が補正計上する「就学援助費（準要保護・被災）における新入学児童生徒学用品費の入学前支給について」、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4の「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」、そして資料No.5の「第4回市議会定例会議案資料」をご用意願います。

まず、初めに資料No.5の、議案資料の43ページをお開き願います。

1の概要についてでございますが、本事業は就学援助費制度の準要保護児童生徒援助費及び被災児童生徒就学援助費における新小学1年生、新中学1年生が対象となる新入学児童生徒学用品費の令和2年度分を、今年度内に支給する入学前支給を実施するに当たり、必要な経費について補正予算を計上するものでございます。

次に、2の就学援助費制度についてでございますが、事業の趣旨といたしましては、義務教育の円滑な実施と教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費を支給するものでございます。準要保護児童生徒援助費、そして被災児童生徒就学援助費、それぞれの根拠、財源、対象、経費につきましては、表にお示しさせていただいたとおりでございます。

次に、3の新入学児童生徒学用品費における「入学前支給」の実施についてでございますが、平成29年度に国及び県が交付要綱を改正したことを受け、本市では平成30年度から、例年7月に支給している準要保護児童生徒援助費及び被災児童生徒就学援助費の新入学児童生徒学用品費を、希望する世帯を対象に、入学を確認した後の4月末に支給する「新年度早期支給」を実施しており、このたび令和元年度から、新入学児童生徒学用品費の令和2年度分を、認定された全ての世帯を対象に、今年度内に支給する入学前支給を実施させていただきます。

4の新入学児童生徒学用品費の支給単価につきましては、1人当たり新小学1年生が5万600円、新中学1年生が5万7,400円となっております。

続いて、ページを1枚おめくりいただきまして、44ページに移らせていただきます。

5の準要保護児童生徒援助費についてと、6の被災児童生徒就学援助費については、それぞれ（1）に令和2年度の認定児童生徒数の見込み、（2）に新入学児童生徒学用品費の入学前支給の見込み、支給額の見込み、（3）に事業費及び財源内訳について記載をさせていただいております。

続いて、本事業の事業費及び財源内訳の詳細について、資料No.4の「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」を使ってご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4の19ページ及び20ページをお開き願います。

まず、準要保護児童生徒援助費の歳出についてでございますが、第10款教育費第2項小学校費第2目教育振興費の右側の事業内訳に記載のとおり、小学校教育振興援助事業費として283万4,000円、同じく第10款教育費第3項中学校費第2目教育振興費の右側の事業内訳に記載の

とおり、中学校教育振興援助事業費として419万1,000円を補正計上させていただいております。また、被災児童生徒就学援助費の歳出につきましては、第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の右側の事業内訳に記載のとおり、被災児童生徒就学援助事業費として179万9,000円を補正計上させていただいております。

続きまして、財源となる歳入について、ご説明申し上げますので、同じ資料No.4の3ページと4ページをお開き願います。

第15款県支出金第2項県補助金第6目教育費県補助金第2節教育総務費補助金の右側の説明欄に記載のとおり、被災児童生徒就学援助費として179万9,000円を計上させていただいております。また、準要保護児童生徒援助費につきましては、一般財源から歳出と同額を計上させていただいております。

就学援助費（準要保護・被災）における新入学児童生徒学用品費の入学前支給につきましては、以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 続きまして、財政課から、議案第82号「工事請負契約の一部変更について」、ご説明を申し上げます。

初めに、資料No.2の23ページをお開き願います。

議案第82号であります。平成30年9月28日に議決をいただきました工事請負契約、23年災第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事の一部を変更することにつきまして、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、記書きに記載のとおり、契約金額21億7,243万8,360円を、285万1,200円減額しまして21億6,958万7,160円に変更するものでございます。

提案理由でございますが、当該工事につきまして、平成27年度から施工してございますが、工事内容に変更が生じますことから、原契約の一部を変更しようとするものでございます。

続きまして、工事の変更内容についてご説明を申し上げます。資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」をご用意願います。49ページをお開き願います。

2の契約日でございますが、平成27年12月18日でございます。

4の契約の相手方は、株式会社橋本店でございます。

5の主な変更内容でございますが、右上図面に記載のとおり、寒風沢漁港のうち、赤でお示

ししておりますH-1m物揚場につきまして、上部工のかさ上げ工事の施工後に東日本大震災を原因といたします土の中のくいの損傷により沈下したことに伴いまして、その観測確認用として設置する予定でございました17枚の渡板につきまして、当該物揚場を別途手戻り工事として災害復旧とすることになりましたので、渡板の設置を行わず、その分を減工するものでございます。また、このことによりまして、H-1m物揚場の手戻り工事以外の工事が全て完了いたしますことから、路盤工、舗装工につきまして精査をいたしまして、施工実績に合わせ減工するものでございます。

変更金額の内訳につきましては、下の表に記載しておりますとおり、渡板設置工及び漁港道路に係る路盤工及び舗装工の精査分、合わせて226万9,320円に諸経費37万680円を加えまして264万円を変更設計工事価格としまして、消費税等を加え285万1,200円を減額するものでございます。

議案第82号の工事請負契約の一部変更につきましては、以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、生涯学習課から、議案第84号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

資料No.2の「令和元年第4回塩竈市議会定例会議案」及び資料No.5「第4回塩竈市定例会議案資料」を用意ください。

まず、資料No.2の25ページをお開きください。

これは、当該施設の指定管理者を、仙台湾燻蒸株式会社とし、指定期間を令和2年4月1日から令和7年3月31日とする議案でございます。

続きまして、資料No.5の73ページ、「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館指定管理者候補者の概要について」をお開きください。

1の団体名は、仙台湾燻蒸株式会社で、所在地、代表者等については記載のとおりです。

7の事業内容・実績は、①のアートギャラリーの経営等や、②の美術品の展示等、直接美術館運営に係る事業のほか、⑤の各種燻蒸作業等をなりわいとしてございます。

今回の指定管理業務に係る8の文化事業の実施状況といたしまして、社内に文化事業所掌部署を設け、アートギャラリーの経営等の文化事業を行ってございます。

次の74ページ、指定管理者候補者審査結果についてご説明します。

1の経過は、9月定例会で指定管理料の債務負担行為補正予算の議決を踏まえ、10月18日の第1回選定委員会で募集要項等を決定し、ホームページ等で募集開始を告知いたしました。10月28日に開催いたしました説明会には、2団体が出席され、11月13日の募集締め切りまで仙台湾燻蒸株式会社1団体が応募し、11月15日に開催した第2回選定委員会におきまして、当団体のプレゼンテーションと審査を行ってございます。

2の審査方法ですが、提案内容評価と価格評価を合算した額を総合評価点とし、最も高い団体を指定管理者候補者として選定いたします。(1)の提案内容評価は、選定委員7名の合計700点満点で採点します。ただし、その60%、今回の場合につきましては420点の最低制限得点に満たない場合は、候補者なしといたします。

次に、価格評価は、5カ年分の指定管理料の提案上限額は1億2,950万円とし、最低価格だった者が70点満点といたします。なお、最低価格を提案した者以外の点数は、70点から割り落としという形で算出することといたします。

その結果、3の審査結果でございます。枠内記載のとおり、申請のあった1団体のみを審査いたしました。提案内容評価は、700点満点に対して最低制限価格420点を上回る537点、得点率77%となりました。価格評価は、上限額の提案でしたが、1団体のみでしたので満点の70点となり、合計の総合評価点は607点となり、該当団体を指定管理者候補者と選定してございます。

主な評価ポイントの前に、次の75ページをお開きいただきたいと思います。

4の選定基準及び団体得点をごらんください。これは、応募団体の審査内容を3分類、16項目の選定基準をあらわし、右側から2行目には団体の得点と括弧内には得点率をパーセンテージで表示してございます。得点率80%以上が5項目、70%から60%台が11項目で、60%、最低制限得点に満たない項目はなしという結果でございました。

恐れ入ります、前の74ページの3の審査結果の主な評価ポイントにお戻りください。

まず、主な評価ポイントの1点目は、本町分室等の管理運営の基本方針に関することで、杉村 惇作品の調査研究を初め4つの項目を柱として、地域の芸術文化の発信拠点を目指す計画となっていたこと。また、公民館と美術館の機能を効果的に融合した計画となっていたこと。次に、評価ポイントの2点目は、展示の企画力に関することで、杉村作品の活用計画に若手作家の支援プログラムを組み合わせるなど、美術館に新たな価値を加えた計画となって

いたこと。そして、3つ目の評価ポイントが、芸術文化の教育普及啓発活動の中で、初心者向け講座、基礎教養講座や小中学校と連携した芸術鑑賞プログラムを取り入れた計画となっていたこと。以上が主な評価となっており、ご説明いたします。

以上、審査結果についてご説明いたしました。

なお、同じ議案資料の76ページからは募集要項、85ページからは指定管理者業務仕様書をお示ししておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

議案第84号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」の説明は以上です。ご審査のほど、よろしくご説明いたします。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 それでは、私から、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」並びに議案第87号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7「第4回塩竈市議会定例会議案（その2）」をご用意いたします。

初めに、議案第86号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。先ほどの資料No.7の5ページをお開きいただければと思います。

まず、本条例の一部改正につきましては、令和元年の人事院勧告を踏まえ、本市一般職の職員の給与等について所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的な改正内容についてでございますが、まず2の民間給与との較差に基づく給与改定を行うために、(1)の月例給につきましては、行政職給料表について平均0.1%引き上げるものでございます。世代間の給料配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いての改定となり、初任給については、民間企業との間に差があることを踏まえ、大卒の初任給ベースで1,500円を上げるものとなっております。

次に、(2)の期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職の期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、現行の年間4.45月から4.50月に引き上げを行い、引き上げ分は、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分するものでございます。令和元年度につきましては、12月期において0.05月の引き上げを行いますが、令和2年度につきましては6月期と12月期にそれぞれ0.025月の引き上げを行うものでござい

ます。

(3)の実施時期等でございますが、月例給については平成31年4月1日から遡及適用し、期末・勤勉手当については令和元年12月1日から適用するものでございます。

次に、3の給与制度の改定等につきましては、住居手当の家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円といたしますとともに、手当額の上限を1,000円引き上げ2万8,000円とする改正を行うものでございます。

4の人事院勧告を受けた国の制度改正の動きは記載のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、議案第87号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。同じ資料No.7の10ページをお開きいただければと思います。

本条例の一部改正につきましては、令和元年の人事院勧告を踏まえ、本市特別職の職員並びに市議会議員の期末手当、市立病院事業管理者の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるために、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の期末手当等の改正、内容でございますが、(1)特別職及び(2)議員の期末手当につきましては、支給月数を0.05月引き上げ3.40月とし、令和元年度は12月期で0.05月を引き上げ、令和2年度では6月期と12月期にそれぞれ0.025月を引き上げを行うものでございます。

(3)の市立病院事業管理者につきましては、一般職に準じて令和元年度は12月期において勤勉手当を0.05月引き上げ、令和2年度につきましては、6月期と12月期にそれぞれ0.025月の引き上げを行うものでございます。

(4)の実施時期につきましては、令和元年12月1日に遡及適用するものでございます。

なお、同じ資料No.7の1ページから4ページまでは、一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表、同じ資料No.7の7ページから9ページまでは、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表をお示しいたしてございますので、ご参照をお願い申し上げます。

議案第86号及び第87号の説明については、以上でございます。よろしくご審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○志子田委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、資料No.5の3ページ、会計年度任用職員の給与の件について質疑をさせていただきた

いと思います。

今回、非常勤職員の、また、臨時的任用職員等の適正な任用ということで確保していくという、これは大体、今回の質疑等も参考にさせていただきまして、おおむねわかったんですけども、何点か、ちょっとわからない部分がありましたので、質疑をさせていただきたいと思えます。

この概要なんですけれども、やはり非常勤職員、それから臨時的任用職員の適正な任用というのは、相当程度あると思うんですけども、女性と男性の割合というのは、どのぐらいまらずあるのか、ちょっとわかりますでしょうか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 非常勤職員、臨時的任用職員の男女の割合ということでございます。大変恐縮でございます、今、手元に資料がございませんので、具体的な数字は確認の上でお知らせをさせていただきたいと思えますが、まず基本的には女性職員、専門職、保育士等々含めて、女性職員のほうが多い割合ということは間違いございません。なお、具体的な数字については、後ほどご説明をさせていただきます。申しわけございません。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 私もずっと拝見しますと、女性のほうが、やはり多いのではないかなという部分があります。ということは、女性が多いということは、やはり結婚されている方、単身の独身の方が多分おられると思うんですけども、例えば、既婚者に関しては、やはり旦那さんの所得というものも、生計が多分あると思うんですけども、そこで一つは配偶者控除の適用範囲になっている130万円の扶養があると思うんですけども、その辺は、本市としてどのように対処していくのかがありますでしょうか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 まず、現在お勤めいただいている方で、旦那さん等の扶養に入っている方への対応ということでございます。今回、まず月額給料につきましては、現給保障という観点で考えてございます。また、今回の制度創設に伴いまして、期末手当が基本月数としては2.6月支給されるということになりますので、これまで旦那さんの扶養の範囲でというような形でお勤めいただいていた方については、賃金ベースが上がりますので、基本的には、ご自身で社会保険等に加入をいただくということになるのが、基本というふうに考えてございます。また、勤務時間数等で扶養の範囲内で雇用できるケースもございます。

そういった部分の情報提供もさせていただきながら、ご希望に添うという形ではございませんけれども、制度構築に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。なぜかという、やはりこの130万円を、どうしても期末手当が入ってくるとなると、やはり所得がちょっと上がってくる可能性があります。上がっていくとどういうことが起きるかという、やはり労働時間を減らさなくちゃいけないという部分が、多分仕事をしている人があるかもわからない。そうすると、どうしても労働時間が減ってしまうので、そこに穴があいてしまうことがあるのではないかなと考えられるんですけれども、例えば、病院なんか多分職員、看護師さんとか非職員の方が、非常勤職員の方が多分おられると思うんですけれども、もう本当に専門的にやはり看護師さんなんかは仕事をしているわけなので、そこを時間帯で管理していくとなると、所得が上がってくると、どうしても穴があいてしまう。また雇用をしていかななくてはいけなくなってくると思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 例えば、病院の看護師さんにつきましては、現行の賃金水準も、いわゆる一般の事務補助は現行で830円ということではございますが、そちらの制限を超える賃金水準ということで、今現在も勤務時間によってさまざまではございますが、基本的に130万円というような扶養の範囲を超えるような賃金水準で働いていただいているのが現状というふうに捉えてございます。そういう観点からしますと、今回、期末手当ということがプラス要素として入りましても、逆に賃金水準が向上するというふうな観点で捉えていただけるものというふうに思っております。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。その部分も心配されるので、しっかりと今現在の、やはり専門職の方が休まなくてはいけない、退職しなくてはいけないという部分が、本市においてマイナスの部分にならないようお願いしたいと思います。

あと、もう一つ、ここで2番の会計年度職員のフルタイムとパートタイムがあります。勤務時間というので週38時間45分がフルタイム、また勤務時間の週38時間45分未満がパートタイムという形になっていますけれども、ただ手当に関しては、全く違うような状況だと思うん

ですけれども、その辺の、この15分とか、例えば、10分とか15分の差がこの未満とかなった場合に、その辺の、このぎりぎりの中でパートで働いている人とかというのは、フルタイムで働いている人との差というのは、何か厳しくなってくると思うんですけれども、どうなんでしょうか、この時間帯が、この未満。いかがでしょうか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 まず、パートタイムの方々の報酬につきましては、フルタイム職員の給料をベースといたしまして、勤務時間数で割り落としをするということを基本としてございます。ですから、いわゆる時給単価等に改めた場合、そこで賃金格差が生じるという内容ではなく、勤務いただいている時間数に応じて報酬等を支給する仕組みというふうになってございます。また、通勤手当、あるいは、時間外、休日、夜間勤務、宿日直、特殊勤務手当等については、これは常勤職員と同様に支給をするという内容でございますので、ここでの格差というものも生じないというところでございます。

また、期末手当でございます。期末手当につきましては、常勤職員については2.6月というのが基本的な支給月数となってまいりますけれども、「期間率」というものがございまして、算定するに当たって。その期間率を考慮した場合、例えばですが、週30時間勤務の場合には、常勤よりも約2割から3割程度、勤務時間数が短いという状況がございまして、我々正職員にもそのような期間率が適用になってございまして、100分の80というような期間率をもって計算するという制度で考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。次に行かせていただきます。

今回の、本当に期末手当がプラスになるということで、1億円近くふえるという形でお話を進めておりますけれども、この財源というのが、本当に決められた財源では多分ないと思うので、これから捻出する部分が多々あると思うんですけれども、前もちょっとお話を聞いたんですけれども、やはり職員を減らさなくてはいけない、また勤務時間帯も減らさなくてはいけないという部分も、多分多々あるということで、前回もお話をちょっと聞いたことありますので、しっかりとその辺もお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、資料No.5の31ページの長野県の職員派遣についてのことでございます。私もこれを見て、かなり被災地に足を運んで支援をしているということがおおむねわかりました。合計で64名の方がされているんですけれども、この支援内容についてですけれども、相手方の災害

の自治体の方と、こういった要請とかというのはあるんでしょうか、内容をちょっと教えていただきたい。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 資料No.5の31ページの2番の支援内容に、さまざまな支援内容を記載してございました。こちらにつきましては、まず県内の自治体につきましては、宮城県を通しまして、県内各自治体に派遣の要請等が行われてございました。それに呼応する形で、本市としても派遣支援協力を行ったところがございます。また、長野県の長野市でございますけれども、こちらは、我々が被災いたしました東日本大震災の際に、発災当初から延べ200名を超える派遣支援をいただいた自治体でございました。これに、今回の被災に対しまして、本市から派遣を行うということで、事前に被災状況の確認等々を行わせていただきながら、こういった支援が可能なのかという調整を行って、現在、派遣を行っているところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。県とのやりとりも多分あると思うんですけれどもね。わかりました。

そこで、これだけの人数が、16名、また職員が14名、職員が6名が行かれていると思うんですけれども、この一般財源とか事業費の金額を見ますと、自前で宿泊費とか食費なんかも、多分されていると思うんですけれども、いろいろな地方から来た場合に、本当に、大変なことだと思うんですけれども、宿泊費とか、それから食事なんかも、本当にきちんとされているのか、その辺ちょっといかがでしょうか。短時間の日にちで、多分1週間とか、そこらなんですけれども、ホテルとか、私も東日本大震災のときに、いろいろな自治体とか来て、泊まるところが、もうばんばんになっているような状況があったんですけれども、そういったケースで、ほかの自治体にご迷惑とかというのは、行った先の自治体のほうでご迷惑とかというのは、こういうのはないんでしょうかね。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 宿泊を伴います派遣支援につきましては、資料の2番の(1)にございます長野市への派遣についてでございます。具体的な内容は、おおむね1週間を基本としながら、2人体制で8班体制の交代で派遣支援に従事をいただいているところでございます。延べ人数では16名を予定しているところでございます。これについては、業務命令、出張扱いという取り扱いを服務上行ってございます。宿泊等については、長野市内、

勤務場所に近いホテル等を確保しながら、他自治体へのご迷惑というか、そういった手配をお願いするというのではなく、本市独自で確保を行いながら、基本的には、業務支援を行っているという内容でございます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました、ありがとうございます。

続きまして、資料No.5の47ページの寒風沢漁港ですね、災害復旧工事のことで確認させていただきたいと思います。ここに書いてあるとおり、今回の寒風沢漁港ですね、震災を起因とする亀裂があったということで、原因等もここに不等沈下ということで書いてありますけれども、この不等沈下というのはどういうものなのか、ちょっと一つ確認させてください。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それでは、お答えします。

不等沈下というのは、どういうことかというお尋ねかと存じます。お手元の資料No.5の48ページに、今回、平面図等を用意しておりますので、ごらんいただきたいと思います。この48ページの上段の図面は、物揚場上空から眺めた平面図になるんですけれども、その11枚のコンクリートの板が連なるような形になっていまして、その下にくいが打ち込まれているという構造です。この赤囲みの部分が、実際に沈下したというてんまつなんですけれども、注意深くごらんいただきますと、海側と陸側にそれぞれ不均等に沈下していると。ある部分では陸側のほうが181ミリ、海側が94ミリ、あと、ある部分によっては、それが逆転したりということで、均一ではなくて、でこぼこに沈下しているということで、不等沈下という表現を使ったところでございます。以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 こういう沈下が起きるといのは、大体おおむねわかりましたけれども、結局、これを工事するに当たって、やはり施工の、いろいろな施工の、さまざまな原因を追究しながらやられると思うんですけれども、かなりの財源というか、事業費がかかっているところなんですけれども、この段差工事をやり直すとなると、この3億円の事業費が新たにかかるわけなんですけれども、今回、これが災害復旧で、また国の災害復旧で予算がとれるということはよかったですけれども、例えば、これ調査になって、国が出さないとなる可能性も多分あるかなと思うんですけれども、そういったときに、この橋本店さんですかね、名前が書いてありましたけれども、これは対策できるのか、ちょっとその辺を確認させてください。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

国の災害復旧に、万が一、認められなかった場合どうなるんだというご心配してお尋ねかと思えます。こちらにつきましては、47ページの資料にも記載してございますが、先ほど委員がおっしゃられましたその国の状況ですね、いわゆる地中のボーリング調査や、あるいは磁気探査等でくいの状況を確認しまして、結果、これは、いわゆる、その東日本大震災のときに、地震の揺れで地中に埋まっているくいが揺さぶられて、その地中が、地層が粘土質とか砂の質というのが分かれていまして、それに埋まっているくいが不均等に揺さぶられて、つまり「ねじれ」というんですかね、そういったのが生じて、そこでくいが壊れているということが、正式に国の協議の中で認められておりますので、つまり、災害復旧工事は一旦は行ったんだけど、そのときに気づけなかったというんでしょうかね、その既に震災によって被災していたくいの損傷が原因だということが国に認められましたので、今回、その関連します補正予算の、こちらはあさっての産業建設常任委員会でご審査いただきますが、その所要の予算、それに伴います財源としては、国からの災害復旧の補助金ですね、こちらの補助対象が98.6%になりまして、残りの1.4%につきましても震災復興特別交付税が当たりますので、市としての持ち出しはないという形で、もう一度、災害復旧をやり直すというふうな手はずが整っておりますので、ご心配は必要ないかと存じます。以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりましたけれども、くいの損傷という形で、新たに工事を行っていくという形なんですけれども、例えば、施工会社が、これ契約の案件でございますので、また同じ会社に、多分やるのかなと思えます。そういった場合に、またこういう問題が発生しないという前提はないと思うんですけれども、本当に考えられることなので、しっかりと施工を見きわめながら、我々、本市としても、施工業者も選定していただきたいなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

まず、今後の、いわゆる「手戻り工事」と呼ばれる災害復旧のやり直し工事が、一旦、物揚場を全てコンクリート部分を撤去しまして、くいについても全て海底のところまで切断します。今度、新たなくいをまた打ち込んで、「天板」というんですかね、物揚場をあげますので、

まず、そういった経年劣化や損傷等に起因するような、そのふぐあいというのは生じないということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、なお、その手戻り工事の発注等につきましては、今、議会、予算等をお認めいただいた暁には、2月定例会に契約案件は出す予定でございますので、そちらについては、また改めてご審議いただきたいと存じますし、委員のご指摘を踏まえて、意を用いてまいりたいと思ひます。以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 私からは、資料No.5から数点、質疑をさせていただきます。

まずは、31ページ、台風第19号に係る職員の派遣等についてですね。ここで金額は、この見舞金の金額は合計で80万円みたいなので、それぞれ20万円なのかなと思うんですが、これでよろしいんですか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 見舞金の80万円の内訳でございます。まず、東日本大震災の際、本市にお見舞い金として頂戴した内容が、金額的に各自治体さままでございました。具体的には、上田市さんについては110万円、鉾田市さんについては30万円、長野市さんについては10万円、須坂市さんについては、見舞金という形のものはありませんでした。ただ、職員派遣ということで頂戴をしているところでございます。

この関係から、まず長野県の上田市様につきましては、本市として50万円をお見舞い金として支給いたしまして、そのほか3つの自治体につきましては各10万円、計80万円という内容でのお見舞い金を支給させていただいたところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、みんな一緒かなと思つたら、それぞれ違うんですね。そして、震災のとき、上田市の給水なんかをずっとやってくれたななんて、長野市もそうでしたけれども、記憶に残っているんですが、まあそれぞれ違うということですね、わかりました。

次は、33ページの市役所本庁の隣地の購入についてですけども、ちょっと隣地のことではないんですが、この黄色線で書いてあるのが、敷地ののり面の最下部というんですか、一番下だと思つていますが、市の土地の境界というのは、この図面に示されているこの線より大分後ろのほう、後方になるわけですか。この線でいいんですか。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 今、33ページの4番の図面の黄色い箇所、ここは最下部の、おっしゃるとおりの位置ですが、市の土地の境界線は、その崖の上のほうに若干入った形で境界線がございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、先ほどの説明で、のり面の傾斜をちょっと変えたりするのかな、そうすると、境界ぎりぎりまで削ってのり面を新たに形成するという工事になるんですか、ここは、将来的には。

○志子田委員長 相澤財政課長。

○相澤市民総務部財政課長 詳しい工事の概要につきましては、その内容が決まりましたら、改めてご報告したいと思いますが、どの程度、上の、市の境界線のところを崩して切り土をして、勾配をかけて安全を確保するかというのは、ちょっと今、現時点では、詳しく申し上げられる内容は持ち合わせておりませんので、改めて工事を行う際に、詳しく委員の皆様にご説明を申し上げたいと思います。考え方としては、勾配をかけて整備していくということになります。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

次に、48ページの図についてお聞きをしたいんですが、このくいですね、くい長が6ないし12メートルということですが、これ1本ものでつくられているものなのか、例えば、2メートルおきに溶接してつないでいくとか、工法はいろいろあるかと思うんですが、これ1本ものなのか、それとも複数で接続されているものなのか。接続するのであれば、どういった方法なのか。もう一つ、くいの構造というかね、どういったくいなのか、普通、建設物をつくる際にパイル打ちますよね、あんな感じなのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

くいは、まずどういったくいなのかというお尋ねなんですけれども、円柱というんですかね、鋼鉄製で真ん中に穴があいている、こういうものを打つという形です。1本ものではなくて、何メートルかのものを途中でつなぎ合わせて、それを打ち込むというような形になります。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、何ですか、ビル建設なんかの、あのパイルと同じ構造かなと思うんですが、接続はまあ、そうすると溶接かなと思うんですが、この損傷箇所、想定される損傷箇所、13カ所、バツ印がありますけれども、これは接続箇所とは違うんですか。先ほどの説明だと、粘土層やら砂層の、岩盤層との境界やらなんやらで損傷しているんだという話でしたが、この接続箇所が損傷しているのとは違いますか。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

この損傷の調査なんですけれども、これには非破壊検査と申しまして、実際には、土をほっくり返して壊して見るのではなくて、磁気探査という器械と、あと弾性といまして、ハンマーでたたきまして、戻ってくる波動を計測して、その乱れでくいの状況を確認するという検査なんです。ですので、大体、この位置的に、この辺は損傷しているというぐらいは確認できるんですけれども、実際の、そのつなぎ目かどうかというところまではわからないという状況です。今回、くい11本を調べたんですけれども、調べていないくいについても、多分同じようなところに損傷あるのではないかとというのが、技術者の見立てになっていますので、詳細、どこの部分にどの程度のところまではわかりませんが、波動、あるいは、磁気に異常があるので、損傷をしている可能性が非常に高いというような調査結果と受けとめていただきたいと思います。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 複数のくいということですが、その接続は、どういった工法で接続されたものなのか、溶接だと思うんですが、やはり溶接線やら選択的に腐食しちゃうので、電流を変えるなり、電極線をつけたりいろいろ電気防食関係があると思うんですが、あるいは被覆とかね、その辺の防食関係をこれやられているあれなのか、ただ打ち込んだやつなのか、その辺わかりますかね。

○志子田委員長 佐々木危機管理監。

○佐々木市民総務部危機管理監 ちょっと技術的な話に入りますので、私からお答えさせていただきます。

まず、こちらは48ページの表の右側にございます支持鋼管杭の状況というコメントがございますけれども、この欄によりますと、鋼管杭という言葉が示されておりますので、これは通

常の建物の、パイル、RC造、コンクリート製のパイルではなくて、鋼管のくいを使っているということでございます。鋼管を接ぐときは、通常ですと溶接、及びそのソケットといますか、連結、その役物みたいなものを使って接ぐ場合がございます。その場合は、通常ですと鋼管本体より接ぎ目のほうが強いといますか、その強度的に強くなるというような仕様がございますので、この表をその表下のバツ印をついているところをごらんいただきたいんですけども、委員のご指摘のつなぎ目にその弱点があったというよりは、土質が変わる場所、先ほど草野課長からご説明ございましたように、その土質が変わることによって、横の力のかかり方が変わるために、その層の間がちょっと傷んだというように推察されると思います。

あと、電食処理につきましては、委員のご指摘のとおり、通常でしたら電気を流しまして、電食処理とするのが一般的ですけども、私、直接工事を担当していませんので、済みません、そこまでは確認しておりません。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これをよくよく読んだら、先ほどの鋼管になっているんですね。ですから、金属で、多分、これコーティング、必要なんじゃないのかな、防食ね、まあ、そんな程度で、その防食のあれが、この各層の境界で防食が剥がれて腐食したんじゃないかなと、私はそういうふうに思うわけですけども、これについては論議しても仕方ないので、次に移らせていただきます。

最後、74ページ、杉村惇美術館についてお聞きをいたします。この74ページ見ますと、前の選定でも、私、言わせてもらったと思うんですけども、これね、経過を見ますと、令和元年10月18日に選定委員会を開いて、そしてホームページやら、なんやらに掲載して募集したと。そして、もうその月の28日に説明会が、もう10日しかたっていない。この短過ぎ、それからその10月から過ぎて11月13日ですか、ですから1カ月もしないうちから、もう締め切りというふうになっているんですよ。まあ、13日から15日のこの選定についても、もう2日後にはもう選定委員会を開いていると、プレゼンテーションをしていると。これ、何でこんな急がないといけないのって、これ指定管理者は、もう何年と決まっているんだらうから、わかっているのにもかかわらず、何でこんな忙しい、どたばたの選定になっているのという、ちょっと不思議になるんですね。私は、最低でも3カ月ぐらい前に公募をするような形に持っていかないと、本来の指定管理者を選定する形にはなっていないんじゃないのと私は思う

んですが、その辺の、この背景というか、経過というか、理由というか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 この件については、総務教育常任委員会協議会でも土見委員から同じ質疑を受けたときに、ガイドラインで、おおむね1カ月以上を設けることというふうな形でのことがあったというふうなことでございます。ただ、実際原図を、ちょっと持っていないという実態もございますが、今回、今まではなかったポスター掲示を、各施設等々に、全部で9カ所、あと、これまで我々の指定管理者の募集の際に、興味をお持ちいただいた団体には、直接、電話連絡をしながら、情報提供をして進めたところでございます。

実際、1カ月じゃないんじゃないのかというふうになったこの理由は、大きなものは、やはりどうしても今回の議会、9月定例会のほうが、10月17日に議決をいただいた次の日から募集したというふうな部分もございまして、今回、12月にぜひ指定の議案を提案させていただいてお認めいただきたいという形の中、どうしても1カ月というふうな部分になってしまったということですので、その辺、ご理解いただければなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあ、理由はともかくとして、やはりね、最低でも1カ月というような話が先ほど出ましたけれども、私は最低でも3カ月は必要じゃないのかと思うんですがね。繰り返しになりますけれども、その期間というのは、もう決まっているわけですから、指定管理者のね。それから追って、もっと前から準備をしてやられたら、もっといい状況になるのではないかなというふうに思います。採点が裏側に書いていますけれども、やはり競争相手がよければ、それだけ、やっぱり充実したものになってくるのではないかと、私は、一般的には、そうではないかと思うわけです。そして……まあいいです、以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。私からも、資料の5番と、あと7番の2つを使って質疑させていただきたいと思います。

まず、初めに資料No.5の32ページ、東日本大震災塩竈市追悼式についてなんですけれども、こちら、説明を聞き逃したかもしれないんですけれども、追悼式に際して、手話通訳の方を

入れるという話があったと思いますけれども、その点ちょっと確認したいなと思いました。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 追悼式当日、手話通訳の方、お願いしてございます。以上で
ございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。手話通訳の方、例えば、壇上もしくは、その近辺に立たれて、周りの方に手話で情報を提示するんだと思うんですけれども、いかんせん、壇上からだ
と、遠い方には、まず見えないのかなと思うのと、あとは、手話自体をちゃんと解読できる
方というのが、特に高齢の方だと、高齢の後に耳が不自由になると、なかなか手話を解せな
い人が多いというのは、現状かなと思っております。あとは、ガス体育館、皆さんもお気づ
きだと思うんですけれども、大分音響がよくないんですよ。僕たちでも、たまにマイクで
しゃべっている方の声が聞こえなくなるぐらいに、音響がこもったり、反響したりというこ
とで、なかなか音響が悪いところですので、できれば手話よりも、例えば、文字を一緒に掲
載してあげるとか、そういう形の仕組みのほうが、実際に人にちゃんとメッセージを届ける
ことができると思うんですけれども、その点はどうお考えですか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 まず、今回補正予算として上程させていただきましたのは、
これまでのように手話通訳の方をお願いしてまいりたいというふうに考えてございました。
また、見えやすい、会場全体広うございますけれども、見えやすいような配慮も、その中
では行わせていただきたいと思います。また、今後の課題ということになろうかと思
います、さまざまな式典関係等、その中でいわゆる「文字放送」というんでしょうか、そ
ういった翻訳とか、さまざまな形の技術が今、進んでございますので、そういったもの
がどのような場面で使えるのか、追悼式等も含めまして、検討課題とさせていただ
ければと思います。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。追悼式ですと、途中でNHKの全国の放送が入ると
思います。あそこで、ある意味、大スクリーンで投影して見せるので、あそこを文字
起こしの提示の場所に使うとか、もしくは、手話の方の映像をあそこにクローズア
ップして出してあげるとかすれば、より伝わりやすいのかなというふうに思
いますので、次回からかもしれませんけれども、ご検討お願いいたします。

続きまして、同じく資料No.5の就学支援のところですが、43ページですね。ちょっともしかしたら、国の交付要綱に書いてあったかもしれないんですけども、実際に、親御さんから1月に申請書を出していただいて、3月に決定するということになっています。その間に、もし編入とか、途中で編入、もしくは、転出するという児童生徒があらわれた場合は、どのような対処をするのか、ご確認をお願いします。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 それでは、お答えしたいと思います。

資料のほうにそのように書いてありますけれども、実際に申請書の提出は1月中旬あたりをめどとしておりまして、認定作業、審査を何とか早くして、保護者の皆様に結果通知もできれば2月下旬、支給は3月初旬にはしたいなと、今動いているところでございます。その転入される保護者の皆様については、この期間の中ではなかなか、その時期にもよりますけれども、1月中であれば、何とか間に合うと思うんですけども、間に合わない分については、大変申しわけありませんけれども、4月以降の通常どおりの手続となると考えております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。タイミング悪くその時期にかぶってしまった方に対して、支給がされませんよとか、もしくは、別のところに移転して二重で支給されますよということがないようにだけ、ご配慮をお願いいたします。

続きまして、同じく資料No.5の48ページ、寒風沢漁港の件についてです。昨今、さまざまな委員からもご指摘があるんですけども、私も何点か気になった点があったので、ご質疑させていただきます。

今回、非破壊検査で見ましたということだったんですけども、まず確認なんですけど、くいが各ポイントに対して陸側と海側で2本ずつ打ち込まれていると思います。今回、その48ページの下の方を見て、損傷状況のところを見ると、損傷したのは、皆、海側のくいということになってはいますが、この陸側のくいというのは損傷していなかったと考えていいんでしょうか。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

調査したのは、海側の11本ですけども、海側ではなく、陸側についても沈下が生じてござ

いますので、多分、陸側のくいについても一定の損傷はあるのではないかと、つまり、ほぼ全域のくにに損傷があるのではないかとというふうに、担当としては考えています。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。まさにそのとおりだなと思っていまして、この不等沈下というように、やはり陸側も海側もでこぼこに進行しているということがありまして、陸側にも大分損傷はあるんだろうなというふうに思っていました。ちなみに、この非破壊検査で損傷の箇所を特定して、推定されているんですけども、実際、この赤いバツがついた部分というのは、どのような損傷をしているのか。（「見れない」の声あり）見れないんですけども、そこをどう推定されているのかというのをお聞きしたいんです。というのは、今回、300ミリの鋼の中空管だということで、かなりの強度が、本来ならばあるべきもので、どういう損傷をするのかなというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

あくまでも推測という形ですが、技術者に確認したところ、例えば、ひどい損傷であれば、「座屈」といって折れている可能性とか、ひびが入っているとか、少しへこんでいるとかといったような損傷のイメージ、そこまでしか推測できないというふうな形になります。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。座屈、もしくは、ひび割れという話だったんですけども、場所によっては35センチとか、20センチ以上沈下しているところも何件かあるという中で、もしかしたら、もう破断しているような状況なのかなとも予測していまして、座屈だとここまで沈むのかなというのが正直な感想ではあります。

あと、一番この48ページの4の損傷状況のところのページの部分ですね、赤いバツでそれぞれ損傷されたと推定される箇所をしるしてあるんですけども、ご説明の中で、ここが各層の境界線部分ですというご説明いただきました。確かに、材質の違うものの境界面ですと、ずれたときに、そこに応力が集中するというのはわかるんですけども、これを見ると、実は、かたいであろう層と、やわらかいであろう層の、それぞれどちら側にも、実は、損傷がばらついているということでもあります。そうすると、これちょっと不思議だなと、力学、材力とか勉強していると不思議だなというふうに感じるんですけども、この点どのように考察されていますか。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 私も識見は高くないもので、技術担当から聴取したお話を申し上げるんですけども、繰り返しになりますが、その土の粘り気が違うので、それで均一にぐいが揺れないで、つまり、そのひしげるような形で、とにかく、その境界付近のところに、その損傷が多いという、まず結果だったということと、あと参考までに、私どもこういった調査結果をもとに、大学の先生にも、実は、意見を求めておりました、そちらの有識者からも、その具体的な内容は、私は聞いておりませんが、その地震の揺れによるもの、プラスその地層の違いによって不均等な圧力がかかったために損傷したと断定できるのではないかというふうなご意見をいただいているところでございます。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、この各層の境目の部分であって、その上にバツがついているか、下にバツがついているかというのは、実は、そこまで精度としてよく見積もれていないということなのかなというふうに思いました。

あと、もう一つ気になったのが、この漁港の層が、上の泥の層から岩盤層まで何層かに分かれていると思います。ぐいをちゃんと岩着させた場合に、一番力のかかるであろう風化した岩の層の部分の近辺のあたりには、実は、破損箇所がないということになっているんですけども、この点、いつもちょっとそこだけが疑問に思ってしまうところなんですけれども、この点はなぜこういうふうなことになっているのでしょうか。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 正直、その質疑に答えるだけの識見を持っておりませんが、多分、その東日本大震災のときに、揺れのメカニズムが、例えば、その波長の長さとか揺れ方とかの影響によって、その岩着しているかたい付近ではなくて、その中間あたりが、例えば、ぐいがたわみが大きかったとか、そういった影響で壊れたのではないかなというふうに、素人ながら考えるところございます。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっと疑問点は残るんですけども、とりあえず持ち出しなしで工事できているということなので、いいかなというふうに思っています。

最後に、この部分について質疑なんですけれども、ほかの島においても、多分、同様の工事、特に野々島とか、ただ上に土盤、地盤を乗っただけだと思うんですけども、そのあた

りは不等沈下というか、沈下の影響というのは出ていないんでしょうか。

○志子田委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

48ページの右上に、物揚場の断面図というのを記載してございます。こちら、いわゆる「栈橋式」という形で、くいの上に物揚場が乗っかっているという形式になります。実は、浦戸諸島の中で、この栈橋式の岸壁はここだけございまして、野々島、ほかのところは重力式といひまして、コンクリートを積み上げるような形になっていますので、くいを打っているのは、ここだけということで、他の箇所については沈下は見られていないということでございます。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。失礼いたしました。

次の質疑に移りたいと思います。同じく資料No.5の73ページ、杉村惇美術館のところです。総括質疑でも私、指定管理についての公募について、何点か質疑させていただいたんですけども、ここでも何点か質疑させていただきたいと思います。

まず、最初に、先ほど鎌田委員から、選定まで時間が短過ぎるという話があつて、どうしても9月定例会に上げてからという話だったと思うんですけども、こちら予算、一般財源ですよ。そうした場合、6月に上げてもいい話なんですよ。そうすると、ゆっくりと時間を持って選定に当たれると思いますので、もしよかったら、その点を検討いただけたらなと思います。

実際、中に入っていきますと、78ページに利用人数実績が載っています。この施設、ちょっと評価するときややこしいのが、公民館としての機能と美術館としての機能、さらには、その杉村惇という名前を冠していることもあつて、杉村作品とその他の美術作品というさまざまなカテゴリーのものが、サービスとして提供される建物になっていると思うんですけども、この杉村惇美術館の利用者人数のうち、総括質疑で杉村惇美術館の常設展が6,000何百人だという話があつたと思うんですけども、もう少しちょっと詳しく内訳を、美術館だけで構いませんので、内訳を教えてくださいなと思います。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 6,000人の中には、大きく2つ分けまして、常設展と特別展というふうな2つの部分がございます。大体、常設展につきま

しては、年間2カ月間やりますので、具体的に、実は、一緒のチケットになっていますので、具体的に細かい数字は出てこないんですが、特別展であれば、大体2カ月間で2,000人ほど入ってございますので、大体2,000人を引いた4,000人ぐらいが常設展なのかなというふうな部分がございます。ただ、その4,000人も、いろいろなイベントと絡めている部分がございますので、その辺については、ちょっと具体的な数字というのは、なかなか出しにくいところがございます。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうですね、この公民館と美術館、もしくはその杉村惇作品とその他の美術作品ということで、さまざまなものが一緒にあるということで、逆に相乗効果も生まれていいのかなというふうに思っています。今いただいた情報をベースにチェックをしていきたいんですけども、まず選定基準について見させていただきます。

児童館のほうですと、最低制限得点を6割と決めた理由をご説明いただいたんですけども、こちらの美術館、公民館のほうとしては、どのような基準でこの最低制限得点というのを決めたんでしょうか。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 これは、児童館と一緒に、指定管理者導入の手引の中で、最低制限率は60%以上とするようになってございますので、同じくそういう関係で選定しております。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そのときに、評価基準に美術館のほうでいうと11項目あるかと思います。それぞれ満点が決められているんですけども、これが全て、それぞれ個々に最低制限得点が6割という形の認識でよかったですか。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 全て6割を超えているという形でございます。以上です。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この実際の基準項目を見ていったときに、どうしても定数的で、なかなか数値の評価がしづらいものがあったりとか、逆にその児童館よりも、例えば、中心市街地にぎわい創出など、もうちょっと数値であらわしやすいもの、例えば、定量的な

ものというのがあったりとかします。そのほかに、例えば、管理という観点からすると、美術館で一番怖いのは、例えば、防火、防災とかの部分は6割ではとてもいけないのかなど。ここはより基準を厳しくしなければいけない。そのほかの点は、もしかして緩く、指定管理候補者の裁量に任せるべきところもあるのかなというふうに考えるんですけども、そのなぜ一律という形にしてあるんですか。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 全体的に、この資料No.5の75ページの選定基準の表をごらんいただきたいと思います。満点のところ、35点というのが、比重が1という形になってございます。70というのが2倍という形です。105というのが、3倍という形になって、それぞれ比重は別々に持ってございます。ただ、今回、土見委員がおっしゃるように、防災とかそういった部分に対しての部分については、運営体制の部分で基準値の2倍という形に、比重は一応倍にしているという形になってございます。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。その各項目に対して、審査の視点というのが書いてあるんですけども、じゃあどうやってその5段階だか、評価をしようとするのかということ、ちょっと私たちわからない部分もあるので、どうしても懸念してしまうところなんですけれども、運営体制というか、確かに重きを置いて倍にしてありますという話なんですけれども、実際、防災もしくは、特に美術品、火災などで焼失することが一番怖いと思うんですけども、そういう点の配慮は、6割で本当にいいのかというのは、正直なところ疑問に思ってしまうところがあります。

ただ、ここは多分、ちゃんと考慮しているんだろうなというふうに考えて、次の質疑にしたいんですけども、おとといの総括質疑の中で、各議員からの総括質疑の中で、杉村作品に対する来場者数がちょっと減っているというお話があったかと思います。指定管理者も、前回から同様の方ということもあって、その杉村惇美術館の杉村作品の活用と、もしくは、調査研究というところをもっと強化していかなければいけないというふうに考えるんですけども、この新しい指定管理者は、その点については、どのような企画を持ってきたかというところをご説明願います。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 この前の総括質疑の中で、市長答弁にもございましたように、なかなか数が減っているというふうな部分は否めないというふうに考えてございます。ただ、頭に杉村惇という名前がついている以上は、そこをちょっと集中的にやっていかななくてはいけない部分があるというふうに思っています。この前も部長が答弁したんですが、新たに特別展におきましては、これまで単年度でやったものを、ことしからシリーズものにするなど、人が次年度に期待するような内容になっておったり、また運営検討委員会というのも毎年ございますが、それにつきましては杉村惇画伯のご息を名誉館長にしながら、そういった意見交換等をしながら、少し杉村惇のほうの集客というふうな部分も検討していく必要があるというふうには考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。どうしても、今の指定管理者の方の、若干弱い部分でも、その杉村惇美術館の取り扱いについて弱い部分でもあると思いますので、ぜひ強化を一緒になってやっていただけたらと思います。

私の質疑で、最後に議案第86号及び第87号、資料No.7ですね、人事院勧告に関するところで質疑させていただきたいと思います。この点、この委員会に挑むに当たって、私たちの会派でも、実際、じゃあどこに対して賛成するのか反対するのかというところも含めて、さまざま議論してきた中で、一番割れた部分でもあります。

結論から言いますと、会派としては、この今回の人事院勧告に従って改正を行うというところに関しては、一定、理解はできるんですけども、総括質疑の中で志賀議員から話があったように、やはり地域の経済状況というのを鑑みると、なかなかその手放しで上げますという形も言いがたい現状というのもあろうかというふうに思います。

その中で、我々、塩竈市議会議員としては、定数削減など、議会費の削減というのも今後、これまでずっと取り組んできた中で、これからもその都度時期を見ながら、検討というのは行っていかなければいけないというふうに考えております。

また、議員自体の質というか、議会の存在というのをしっかり市民の方々に認めてもらうためにも、民間の方々と意見交換を含めたり、それを政策に反映したりということは、一生懸命、各議員、もしくは議会としてやっていっているところであります。

しかしながら、今回、この人事院勧告に賛成するという立場はあったんですけども、議員は、今一番問題として、「なり手不足」というのもございますので、余り反対というのな

かなかしづらい部分もあったりします。周辺の自治体だと、やはり無投票みたいなことも起きたりして、議員のなり手不足というのをどう解消していくかということは、私たちも議員の存在意義というのをしっかり見せていくのもそうですし、あとは公募、立候補自体の公費負担なども拡大していくというところで、なるべくなりやすいような仕組みというのは、これからも訴え続けていかなければいけないというふうに考えております。その中で、あとは社会保障なんかも国に訴えていかなければいけないというふうには考えております。

ちょっと話、背景の部分、なかなかこの人事院勧告の話1個だけに絞って話ができなくて、広い背景があったもので、ちょっといろいろと、さまざま話をさせていただいたんですけども、我々の結論を、再び言いますと、今回は賛成するという立場なんですけれども、地元の経済状況を鑑みて、しっかりと地元の経済の底上げを対策として行っていただきたいと思っております。我々も、議会として地元寄り添えるよう、そして議員のあり方、候補者をふやせるよう活動を行っていききたいというふうに思っております。この点については、賛成ということを書いてしまったので、特に質疑はないかなというふうには思っています。何かありましたらよろしく願いいたします。

○志子田委員長 何かありますか。川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 人事院勧告の、地域経済を考慮した中での賃金の水準というふうなお話かというふうに思います。これにつきましては、過去の、国の給与制度構造の見直しの中で、例えばなんです、北海道・東北地域という、いわゆる経済水準の低い圏域を想定しながら、過去にはマイナス4%、それに加えて、さらにマイナス2%の給与構造全体での引き下げが行われた経過がございます。それを補完する意味合いで、現在は、地域手当というもの、これは逆に経済状況が高いところにそれを付加するというような形になってございまして、県内の状況では、仙台市では6%、お隣の多賀城市さんでは10%、本市はなしというふうな格差が講じられているような状況でございます。逆に、高いほうを地域手当で措置するという給与構造に変わっているということでご理解を賜ればと思います。

○志子田委員長 よろしいでしょうか。曾我委員。

○曾我委員 まず、初めに就学援助における入学児童生徒に対する入学前の支給金については、改めて感謝を申し上げておきたいと思っております。本当にありがとうございます。

それから、今、土見委員が取り上げた特別給与の取り扱いなんです、うちのほうでも、今回、市長の温かい支援もありまして、議員の期末手当も、一緒に特別職という扱いで提案し

ていただいたと。教育長や市立病院事業管理者は特別職として考えて、当然だと思うんですが、市議会議員は職員とはまた別なものであって、本来は私たちの報酬もそうですし、期末手当についても、きちんと何ていうのかな、第三機関のほうで、こうだよということが言われればいいんだなというふうに思うんですが、そういった機関もございませんしね。だけれど、土見委員も言われたように、今、議員のなり手もなかなかないと。もう年金もなくなりましたしね。そういう点から考えて、やっぱり志賀議員の指摘もわかるんだけど、じゃあもう地域に合わせて議員の報酬を全部引き下げたりしていけばいいのかといいますと、東京のほうだけ上がって、地方はどんどん報酬が下がるということにもなりかねないと。議員の関係でいけば、やっぱりどこの地方自治体も、議員の、やっぱり行政に対するチェック機能やら、条例提案だとか、政策提案をしっかりとやっていくということが求められるので、そういう点では職員並みの、やっぱり取り組みというか、仕事もしっかりするべきなんだろうなというふうに思っています。だから、今の段階ではそういった議員報酬に対する明確な、この審議して提案してくれるところがない中で、前回の市長のときも、期末手当についてもそうやって一緒にやってくれたらという意見もあったんですが、党議員団としても、引き続きどうあったらいいのかということも検討しながら考えていかなければならないだろうなというところにあります。今回は、まあ賛成していこうということになっていますので、本当に改めて職員の方々や市長初め感謝申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、会計年度任用職員については、総括質疑で大分深められたので、特にはないわけですが、ただ私どもは、前市長のときから、行財政改革、定員適正化計画で、ずっと退職者を不補充してやってきたと。こういう中で、一方ではこの非常勤職員が半分ぐらいにまでなっていて、今の業務をこなしていると。山本 進議員も取り上げましたが、今の社会的な、やっぱりこの働き方改革の中で、政府もこういった新たな会計年度任用職員制度をつくったわけですけれども、改めて私は、この間の定員適正化計画、退職者不補充の中で、今回の会計年度については、やっぱり1年1年契約するものになるんですよね。そういう中で、今の300人を超える非常勤職員の中で、もう固定している部署もいるんじゃないかと、それはどれぐらいいるんだろうかというふうに思っているわけです。その点は、どれぐらいいるというふうに考えているかお聞きしたいと思うんですが。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 現在の非常勤臨時職員の、固定というようなお話でございま

したが、最長の任用期間、いわゆる更新期間といたしましては、一般的な事務等については3年間、また専門職、資格をお持ちの方等については5年間ということで、最長の更新期間を現在は定めてございます。そういう意味では、最大5年間は固定というところもございませぬけれども、基本はその後、再度の任用、更新は行わないという対応で行ってきてございます。

また、今回の会計年度につきましては、1年間ごとに任用ということにはなりますが、逆に再度の任用を妨げるものではございませんので、これまでのような3年間、5年間というような、いわゆる上限というものはなくなるというような制度化が図られるところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、本会議中でも、1号1級俸給というんですか、そういうものにあわせてやるということで、時給870円で、現在よりも若干高くなるという話も受けましたが、例えば、1年で終わりではなくて、2年も、また3年もといったときのその俸給というのは、級が変わっていくんですか。その辺はどういうふうになるんでしょうか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 会計年度の、いわゆる昇給ということかというふうに思います。こちらにつきましては、基本、1会計年度の任用ということになりますので、いわゆる号級が上がるというような昇給はしない形になります。ただ、給料表自体も、我々行政職員に適用されている給料表を準用させていただきますので、その意味で人事院勧告も含めた、いわゆるベースアップ的なものが反映されるという要素は当然あります。以上でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、もう一つは、市長が大体こう決定していくということにはなるんでしょうけれども、具体的には、直接その職場で働いている課長さんが、引き続きとか、そういったことになっていくんだと思いますが、その辺はどういうふうになるんですか。決定する場合ですね。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 採用等につきましては、それぞれ所属の課で面接、書類選考等を行うという形と、当然、総括質疑の中でも勤務評価というふうな視点もございましたので、そういったものも取りまぜながら対応してまいりたいと考えてございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それで、各課ごとにばらつきがないように、やっぱりどこへ行っても、評価の仕方というのかわからないんですけれども、その基準はやっぱり一定、内部できちんとさせておかないといけないのではないかなというふうに思うので、その辺は検討しているのかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、パートタイムの関係ですが、一定の条件を満たした場合と、この一定の条件というのはどういうことなんですか。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 一定の条件と申しますのが、3ページの表の右下の……（「一定の条件というのは」の声あり）ああ、はい。こちらにつきましては、例えば、勤務時間数であったり、あるいは期間であったり、そういったものの条件が社会保険加入の際に定められてございますので、これまでも同様ではございますが、会計年度についても引き続きそういう条件のもとで、法に基づいた加入を行っていくという趣旨でございます。

○志子田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。よろしくしっかりとお願いして、終わりたいと思います。以上です。

○志子田委員長 ほかに。鎌田委員。

○鎌田委員 もう12時過ぎたので、あれで悪いんですが、1点だけ聞き忘れたやつがあります。資料No.5の74ページの杉村惇美術館についてですけれども、2団体が説明会に来たということですけど、申請は今1団体ということですが、これ、この募集まで至らなかった、説明会に来られたあと1団体ってどこなんですか。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 具体的な会社名は、ちょっと控えさせていただきたいのですが、業界的にはビル管理会社という形になってございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 名前は言えないということで、わかりました。

ちょっと再三の繰り返しなんですけれども、ここね、経過を見ると、説明会まで10日、それから説明会終わってから2週間後、大体締め切りと。普通、このやっぱり募集するからには、プレゼンテーションも考えて、それなりの計画を練ってからでないと思えないので、やはり

これは募集等、その締め切りまでの期間がやっぱり短いという原因がそこにあるのかなというふうに思います。次回は、やはり少なくとも3カ月以上はとるような形でお願いをしまして、終わります。

○志子田委員長 川村総務課長。

○川村市民総務部次長兼総務課長 前段、菅原委員の質疑に答弁漏れございました、現在の非常勤臨時職員の男性・女性の比率ということでございます。まず、女性が約80%、男性については20%という構成比になってございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 ほかにご発言ありませんか。今野委員。

○今野委員 皆さん、一生懸命質疑されたので、ほぼ、私としては、よしとできるところですが、1つだけどうしても腑に落ちない。今、鎌田議員が言いましたけれども、あの募集開始から締め切りまでの期間が短過ぎると思います。これは、疑問が疑問を生んで、場合によったら調査ということも必要になるかもしれない。こういうことをやっではいけないと思います。もっと広く、多くの業者さんが応募できるような、そういうチャンスをあげるというか、広く応募してこられるようなことをやっていかないといけないと思います。

今の話題とは違いますが、別の件でもそういうことがありますから、よっぽど気をつけてやっていたかないといけないと思います。これは嚴重注意とっていただきたいと思います。よろしく願います。以上です。

○志子田委員長 発言ありますか。小山市民総務部長。

○小山市民総務部長 今、大変なご指摘を頂戴いたしました。今回、別な委員会になりますけれども、藤倉児童館とか放課後児童クラブ、あと今回ご提案いたします公民館本町分室・杉村惇美術館の指定管理、いずれも説明でございました指定管理制度の手引、導入の手引ということで、市民総務部が平成29年3月に設定いたしましたその手引に基づいて行っておったと。それで、そちらのほうの公募期間として、原則1カ月以上を確保することということで定めておりました。これについては、各自治体のものを参考にして、こういった形の定め方をさせていただいておりますが、今ご指摘にもございましたので、なお、ほかの自治体も調査して、やはり長いほうが競争性が保たれるだろうということでのご指摘でございますので、そういったことを勘案して、そういった導入の手引も随時見直しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。以上でございます。

○志子田委員長 今野委員。

○今野委員 わざわざ市民総務部長のご答弁までいただいてね、大変恐縮なんだけれども、塩竈市には、ほかにもマリゲートだったり、いろいろ指摘されていますよね。それから、今ここで挙げる問題ではないので言いませんが、そういったようなところを、市民総務部長、これだけでなく、もっと、今度は新しい市長さんになられたんですから、もっとその新しい考え方、新しい目線を持って取り組んでいただきたい、そう思います。以上です。

○志子田委員長 よろしいでしょうか。ほかに発言ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後 0時14分 休憩

午後 0時15分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第73号及び第74号、第78号及び第79号、第82号、第84号、第86号及び第87号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第73号及び第74号、第78号及び第79号、第82号、第84号、第86号及び第87号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時16分 休憩

午後 0時19分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号「政府及び国会に対し『ライドシェア』に関する意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

事務局に、請願文書表を朗読させます。工藤主査。

○工藤議事調査係主査 それでは、請願文書表を読み上げさせていただきます。

令和元年12月9日、塩竈市議会定例会請願文書表。

番号、第1号。

受理年月日、令和元年12月3日。

件名、政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める請願。

請願の趣旨。

国民の安全を脅かすとともに、地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する白タク行為が認められることのないよう、政府及び国会に対し、意見書の提出をお願い申し上げます。

請願の理由。

貴議会の深いご理解により、本県のタクシー事業運営に関し格別のご高配を賜っていることに関係者一同深く感謝申し上げます。

本県のタクシー事業は、地域公共交通としての位置づけを踏まえ、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての対応に加え、地元自治体等の要望を踏まえた乗合タクシーの運行等を含め、地域住民の足、交通弱者の移動手段として重要な役割を果たし、とりわけ東日本大震災以降は、被災住民の方々の足の確保に努めております。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目の下、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する白タク行為を認めようとする動きが一部民間から提案され、ますます攻勢を強めております。

この提案は、ライドシェアの事業主体が運行管理や車両整備等の運行に関する責任を負わず、自家用車のドライバーが運行責任を負う形態を前提としている点が最大の問題であります。道路運送法、道路交通法、労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけ、国民に安全・安心な輸送サービスを提供している地域公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を損なうものであり、容認できるものではありません。

タクシー業界は、少子・高齢化社会が急速に進展する中、利用者ニーズの多様化等を踏まえ、スマホ配車の普及促進、UD（ユニバーサルデザイン）タクシー、観光タクシーの充実、乗合タクシーの展開強化等、利用者目線に立って、さらなるサービスの高度化に努めていくことと

しております。特に、東日本大震災から8年余りが経過し、集中復興期間から「復興・創生」という新たなステージに入ってきている中、その担い手の一員として地域公共交通の責務を果たそうと努めております立場からは、白タク行為を認めようとする動きは大きな懸念材料となっております。

つきましては、地域公共交通の重要性を認識され、国民の安全を脅かすとともに、地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する白タク行為が認められることのないよう、貴議会で特段のご高配をたまり、政府及び国会に対し、意見書を提出されるようお願い申し上げます。

以上とおおりお願いいたします。

提出者住所・氏名、仙台市若林区卸町東3丁目2番38号 一般社団法人宮城県タクシー協会 会長。

紹介議員、阿部眞喜議員、西村勝男議員、阿部かほる議員。

以上であります。

○志子田委員長 では、請願紹介議員より、請願趣旨の説明を求めます。西村議員。

○西村議員 先ほどありました、タクシー業界のほうから、これから高齢化に伴い、タクシー業界大変な時代に入りますということです。それと、ライドシェアが進みますと、本当に業界全体がなくなってしまう可能性もあると。また、タクシー業界としまして、第二種運転免許を持ち、車両の管理をしながら、住民サービスのための人の移動をお手伝いする上で、今回、「白タク」となりますと、アルコールの感知とか車の車検とか、そういうことで個人任せになってしまうと、これが一般消費者に対する大変不安な部分も出てくるのではないかとということで、これはぜひとも阻止してほしいということでした。また、先進地のヨーロッパでは、ライドシェアをやっている自動車配車ウェブサイト及び配車アプリ運営会社とかいろいろな会社がありますがけれども、女性への性被害が年間3,000件とか4,000件出ているという被害が新聞発表でもありました。それを踏まえて、やはりきちんと業界を取り巻いております環境を把握しながらタクシー運行をしている、そういう業界の方々のご意見ということだったので、今回の請願文書の意見書を出すことになった次第でございます。

安全・安心のため、また来年はオリンピック・パラリンピックがあります。そのための対応としましても、タクシー業界、さまざまな手段を講じて今対応している最中でございますので、それを踏まえながら、意見書の採択のほうをよろしくようお願い申し上げます。以上ござい

います。

○志子田委員長 ほかに、請願紹介議員の方。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 ご苦労さまで。ライドシェアというのを、私よくわからなかったんだけど、インターネットなんかで見て、国会でも随分議論されてきたということも勉強させていただきました。このライドシェアの導入の背景が、結局地域からではなくて、新経済連盟の代表理事である、宮城県にもありますIT企業の社長が、アメリカが狙っているこのライドシェアの企業が、日本に参入したいということの中で、IT企業の会長が株を、というか、その会社に入ったんですね、組織に。これを契機に、どんどんこういうことを進めようというのが背景にあるということであったようでございます。

でも、今、西村議員が紹介されたように、今でもタクシー会社は本当に大変で、運転手さんの賃金なんか見ても、本当に年金だけでは暮らせないからということで働いている人も多し、本当に大変な状況であることも、それが100円バスの関係もあったりするというと、これはこれでまた別な問題なんだけれども、やっぱりそういう中で、やっぱり安全でお客様を乗せていくということでは、きちんとやっぱり安全ですよということを目安にしているその緑のナンバーにちゃんと利用して、白タクというのは、やっぱりそれはちゃんと法に順守していないということを見分ける一つのルールになっているわけですね。

ところが、このことが入ってきますと、まさに道路運送法を全く禁止ということもないがしろにされて、自由に個人でインターネットだとかいろいろなことでやりとりして乗せて、あともらうと。こういうことがやられてくると、結局全体のタクシー会社も運送会社も、賃金とかそういったこともどんどん引き下げと、引き下げ競争に入っていくのではないかと。そうしますと、地域のやっぱり、先ほど西村さんも言いましたけれども、タクシー業者がなくなっていくとか、そういったことにもなりかねないという、まさに規制緩和どころか規制崩壊になってしまうんだということが言われています。私もそう思いますので、ぜひこれは地方からもこういったことを推進するなということを、声を上げていくことが今一番大事ではないかというふうに思っておりますので、この請願には賛成するものであります。以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ライドシェアについて勉強させていただきました。

いろいろ各調べたり、人に話を聞いていく中で、自分の中で意見をまとめさせていただきます

すと、ライドシェアという仕組み自体に対しては、僕は利用者の利便性向上、もしくは交通のコストというところの低減を図る部分としては、非常に面白い取り組みだなというふうに思っています。特に、先進事例、海外に幾つか出てきていますけれども、都市部ではそれほど、むしろ交通量の増加とかを含めて、問題のほうが大きいのかなと思うんですけれども、地方のほう、過疎化している地域においては、実は有用な手段だろうなというふうに考えております。

塩竈は、どちらに該当するかと言われると、ちょっと難しいところではあるんですけれども、まずは仕組み自体としては面白いもの、利用者の選択幅を広げるものとしていいのかなというふうに思っています。

一方、提案いただいた提案者の方々のご指摘のように、実際有事の際の補償というのが非常に貧弱というのが、まず挙げられる点としてはあります。あとは、それぞれ先行して導入した各国というのを見てきますと、導入する経緯はさまざまあるようなんですけれども、実際にその女性の被害があったりとか、あとは運転手と乗客間でのトラブルというのも結構頻発しているというのは、これも確かな情報です。

この中で、じゃあ日本、今どういう状況で進んでいるのかということ、都市部を中心に、一部試験実行みたいなことをされている地域はあるというふうには伺っております。ただ、現在の国のほうでどういう対策をとっていますかということ、まず議論はなされ始めているんですけれども、実際に法的な整備というのは全くないのが現状かなというふうに考えています。ということをお考えますと、ライドシェア自体は、システム自体は面白いなど。ただ、現状として、クリアしなければいけない課題というのは結構たくさんありますよということをお考えまして、まだちょっとここでライドシェアに対して反対、賛成というものを意思表示するのは尚早なのかなというふうに思っております。私としましては、この件、継続という形にした上で、この塩竈、もしくはこの地域の交通というものをどのように捉えていくかということ、それこそ今回提案いただいたタクシー協会の方、もしくはバス業界、それからこのライドシェア、どこの誰が出てくるかわかりませんが、そういう各事業者を含めた上で検討というのを行った上で、ライドシェアに対して意見をしていくのがいいのではないかなというふうに考えております。以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 この要旨説明の下から12行目あたりからですけれども、白タク行為を認めようとする

る動きが一部民間から提案され、ますます攻勢を強めておりますという、こういう項目があるんですが、今の実態としてどうなのか、他市町村やら。まあないのかな。それから、この請願の提出状況ね、塩竈だけとは思えないし、そういった状況がわかれば教えてほしいなと思います。

○志子田委員長 西村議員。

○西村議員 現在のところの、議会に対する出願状況は、提出議会総数は189議会、県議会の提出数は31、政令指定都市の提出数は14となっております。宮城県議会の中でも、平成28年12月15日に意見書の提出が可決されております。以上でございます。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっともう1点確認だったんですけども、今回はタクシー協会の方から、この請願が出されているということなんですけれども、試験運行ではあるんですけども、地域によってはタクシー業者をこのライドシェアという形に参入させた上で、試験ですね、まだ日本だと試験状態ではあるんですけども、この制度というものをうまく試験をしているというような地域もあるというふうに伺っておるんですけども、その点についてちょっとご説明いただければと思います。

○志子田委員長 西村議員。

○西村議員 土見委員からお話ありましたように、全国各地でそういうシステムを導入した形で運行されているのは事実でございます。ただ、その中でもやっぱり管理者は、つまりタクシー業界といいますか、その免許を取得した業種の方々がやっているというのが現状で、一般の方々がやるということでは出ておりません。ですから、確実に許可制度の中での第二種運転免許を持ち、運行許可を得た、国からの許可をもらった中でのタクシー営業をする方が、そういうちょっとそこまで行くのにとということで、アプリを使って、15分、30分ぐらいの間で予約すると回っていただけるというような、タクシーアプリで名前がついてやっているところがあります。

ただ、それも、先ほど土見委員が言ったように、広域な土地を持った人数が少ない過疎部の方々が結構多いということで、仙台、塩竈あたりの密集地になりますと、タクシー以外のそういう方々の乗り入れがふえますと、交通混雑にもつながったり、安全性の担保ができない。また、先ほど申しあげましたように、アルコールの検知をして運転始めるというのは、今も交通行政にかかわっている運送会社の方々は当たり前にはやっていますが、それを一般市民が

そういう形になりますと、安全に担保できないということで、またライドシェアの一番の問題は自家用車を用いて有償で他人を運送するサービス、ライドシェアを、新たな交通サービスの形として法律上位置づけてほしいという申請の中で、今動いているんですが、やり方としては、これからの車社会の中で、あいているスペースをうまく利用して、人が運べて利便性を保てるのなら、こういう方法はあるのではないかというのは、確かに事実であります。ただ、それを運行する、管理する側が一般市民であったり、友達同士だったりするのでは、確固たる、事故が起きた場合とか、さまざまな問題が起きたときの責任の所在が不明確になると。今、タクシー業界の場合は、タクシー会社なり運転手さんなり、全てそのフォローはできるんですが、個人となりますと、その責任所在が全て負えるのかという部分もありますので、ですからこれは、今の時点でもやはりこれは通すべきではないかと。将来は、やはりこれは必要になってくる時代も来ますが、今の時代としては、まだまだ先が見えてこないということで、今回出てきているのかなと思っております。

○志子田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。白タク行為という、何となく本当に個人が、何の責任も自覚しない個人がやっているような印象があるんですけども、先行事例を見ていくと、例えば、イギリスとかですと、これ専用の免許をとっている、つくっているんですね。免許制度をつくった上でやるというふうに考えると、実は、個人タクシーとの差というのはどこまで出てくるんだろうというような議論にもなってくるかと思えます。

今、西村議員がおっしゃったように、このシステム、仕組み自体というのは、多分、今後使えるものとして出てくるんだろうと。ただ、現状の法整備が全く進んでいない状況の中では危険なものであるというようなことが、今の現状としての結論になるのかなというふうに考えております。その、まだ日本が、じゃあどの事例を参考に、どういうふうに法整備を進めていくのかはまだわからないとは思いますが、その段階で意思表示、ライドシェア自体を潰してしまうというのは、私としては、ちょっとまだ決断が早いのかなということで、再三言うんですけども、継続のほうがいいのかというふうに考えております。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 私も、今回請願が上げられて、ライドシェアについて、ちょっとインターネットでも調べさせていただきました。やはり、このライドシェアというのは、背景について、ヨーロッパの会社とか2社ぐらいしか多分ないかなと思うんですけども、先ほど言ったIT企

業の会長も、日本に持ってきてそれを広めようとしているというのは、ちょっと私も確認させていただきました。

その中で、やはり今、過疎化については、スマホや携帯なんか持っている、もうすぐ便利で、その業者に電話をすぐできるというので、スムーズにいけるという、乗り合いみたいな感じで行っていることも考えられるということで、これも一つの過疎化についてはいいのかなという部分があるんですけども、我々本市から見ると、タクシー、バス会社があるわけでございますので、その辺も含めると、まだまだ、この携帯電話も普及している中でも、そこまで必要ないのではないかなという部分があるんですけども、あと、インバウンドに関しても、中国なんかですと、もうほとんど白タクが主流になっているというのも確かにあるんですけども、それも含めて日本もこれから海外の人が入ってくると、そういったライドシェアというのも必要になってくるのかなというのも、私なりにはあるんですけども、ですから、結論から言いますと、この議会で請願を通すに当たって、しっかりともう一度タクシー会社、またバス会社と意見交換をすればいいのではないかなという部分があるんですけども、ですからちょっと継続的にやったほうがいいのかなという部分があると思います。私からの意見でございます。

○志子田委員長 ほかに発言ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後 0時41分 休憩

午後 0時43分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。

請願第1号を、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午後0時44分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃